

## 都内私立大学における出張授業報告（H27.4.24）

春の陽気の中、都内私立大学へ行ってきました。

今回のご依頼は、4月に入学したばかりの新入生向けのガイダンスの一環として、アルバイトをする際の注意事項をレクチャーしてほしいというご要望で、「ブラックバイトの対処法」のミニ・セミナーを開催する運びとなりました。

教室に向かうまでの間、春の陽気と、大学の新歓の雰囲気に触れるにつけ、つい学生の時分を懐かしい気持ちにもなりながら、学生さんたちが校歌を唄う場面にも出会うなど、学生のハッピーなオーラと若さを目の当たりにすると、なんだか元気を分けてもらったような気持ちになります。

担当者の平山は、これまで2件の法教育授業を担当しており、これで3件目ですが、これまでは中学生・高校生向けのものでした。大学生向けの授業は初めてであり、個人的には、これまでよりオトナに近い学生さん相手に、いかに眠くならず興味を持って聞いてもらえるかを、目標にして臨んだものです。

教室では、パワーあふれるフレッシュな学生さん200人を前にして、大学教授宜しく、パワーポイントを用いて授業を進行しました。これはこれで、なかなか気分のいいものです。

弁護士2年目の中西先生は予習バッチリで授業に臨んでおられるようで、そんな充実したサポートにも助けられ、終始和やかに進行しつつも、学生からも挙手して積極的な発言があるなど、非常に実のある授業になったという印象を持ちました。

講義の中身としては、弁護士をモチーフにしたドラマのワンシーンを交えるなどして、弁護士のセミナーとしては「柔かい」ものしつつ、「労働契約を結ぶとはどういう事か」「労働者として守られるべき権利とはどういうものか」といった難しい話から、「ブラック企業の対処法はどうか」という実益のありそうな話までをお話しして、学生の皆さんに法律の知識を伝授するということを目指しました。

難しい話にも拘らず、皆さん興味津々で聞いてくださり、講師役としても大変楽しく、あっという間の40分となりました。

近時、ブラック企業という言葉が流行りだしたこともあり、みなさん、「勤めてみた先がブラックだったらどうしよう」というテーマに、関心が高いのかもしれませんが。

今回は、新入生向けのガイダンスなので、大学生としてのアルバイトとブラック企業というテーマが主だったものとなりましたが、労働法に関する知識や、自らの権利を守るために取るべき行動というのは、アルバイトでも、卒業後の就職でも、本質は変わりません。

私の講義を聞いてくださった学生さんが、少しでも今日の話を覚えていてくれて、これから先、「ブラック」から身を守る術を持って社会人となってくれるなら、まさに弁護士冥利に尽きるどころです。

以上